

日本学生支援機構給付型奨学金の選考基準

日本学生支援機構の募集する給付型奨学生採用候補者については、本採用基準に基づき、学生支援機構から示される推薦可能者数の範囲内で、校内に設置する（企画会議が兼ねる）給付奨学生採用候補者選考委員会に諮り、基準該当者を選考し、学生支援機構に推薦するものとする。

1. 給付奨学生採用候補者について

(1) 人物について 以下のすべてに該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

(2) 学力及び資質について

以下の①、②の何れかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）。

① 以下の何れかに該当する。

- ア 調査書における学習成績概評が「A」に該当する。
- イ 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる。

② ア～ウの何れかに該当するか、または類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)の何れかに該当する。

- ア 課外活動（部活動を含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
 - イ 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。
 - ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
- (i) 調査書における学習成績が概ね「B」に該当する。
(ii) 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる。

③ 以下の何れかに該当する。

- ア 評定平均値3.5以上の教科または科目が1つ以上ある。
- イ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

(3) 家計について

生計を維持する者が、次の①②の何れかに該当し、社会的養護を必要とする生徒等の場合は③に該当すること。

- ① 市町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）。かつ、認定所得金額が第1種奨学金の収入基準額以下であること。
- ② 本人及び家計支持者の保有する資産（預貯金、有価証券、現金等）の合計額が家計支持者が1人のときは1,250万円、家計支持者が2人のときは2,000万円以下であること。
- ③ 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給して

いること)

④ 以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた又はしていることが見込まれること）

- ・ 児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
- ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）※社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。